



「赤い羽根共同募金」助成事業

令和元年度 野田村スポ少・部活・課外活動応援助成 応募要項

野田村社会福祉協議会では、村民のみなさまから寄せられた「赤い羽根共同募金」を財源とし、村内のスポーツ少年団活動、児童・生徒・学生の部活動・課外活動へ助成を行うため、希望する団体を募集します。

この助成は、「野田村のために使って欲しい」と村民のみなさまから寄せられた募金が財源となっています。思いをご理解いただき応募ください。

1 助成対象となる団体

以下の条件にあてはまる団体が対象です。

- (1) 野田村内に拠点を置くスポーツ少年団
- (2) 野田小学校、野田中学校、県立久慈工業高等学校の部活動・課外活動団体
(父母会など支援団体を含みます)

2 助成金額

1 団体につき 1万5千円を上限とします

3 募集団体数

6団体程度（各団体の決定額により変動します）

4 助成対象となる活動、費用

(1) 活動期間

令和元年10月1日～令和2年3月31日まで

(2) 活動内容

団体活動の活性化につながる活動を対象とします。

例：消耗品・材料購入、遠征費用、各種大会等参加費など

【対象外となる主な活動例】

- ① 総会・打合せ会など、団体で本来行わなければならない事業に係る費用
- ② 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ③ 慰安目的の日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
- ④ 親睦会などメンバーの交流を目的とした事業
- ⑤ 他団体から助成を受けて実施する事業

(3) 対象となる費用

以下の費用を助成の対象とします。

【助成対象となる費用例】

項目	内容の例	備考など
消耗品等購入費	書籍代、材料代、楽譜代、作業用具代、ボール・空気入れ・冷却スプレー・楽器部品など団体共有で使用する物品	購入予定品目を具体的に記入すること
講習・練習会等開催費、参加費用	会場借上料（暖房使用料含む）、外部講師謝金、講習等受講料	
通信費	切手代、送料、FAX送信費用、振込手数料	電話代は除く
印刷費	チラシ等印刷費、コピー使用料	
交通運搬費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代、高速料金、車両レンタル代、バス借上げ料、運転手賃金	
保険料	各種活動保険等	

※ ボランティア保険の加入は村社会福祉協議会にお問合せください。

【助成対象とならない費用】

- ① 飲食に係る費用（×：活動で使用するスポーツドリンク）
- ② 個人から借用した車両や機器に対する謝金
（○：活動に必要なことがわかる個人車両のガソリン代）
- ③ 当該活動と関係が明確でない経費
- ④ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑤ 個人所有に属することになる物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
（○：団体に共有して使う物を購入 ×：個人で使うものを団体全員分購入）
- ⑥ 領収書の発行元が応募団体のものの経費
- ⑦ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料
（○：自然災害等予期しない場合）

**ほか、対象費用になるかどうか不明なものについては
村社会福祉協議会にお問合せください。**

5 応募

(1) 応募書類

① 所定の応募書

- ・ 楷書で、活動内容や必要性がわかるように記入してください。
- ・ 振込口座は応募団体名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込及び現金での助成は行いません。

② 団体名義口座の通帳

※表紙と1ページ目(名義のフリガナがわかるところ)のコピーを取り、通帳をお返しします

③ 団体の令和元年度活動計画書・収支予算書

(2) 応募方法

野田村社会福祉協議会に応募書を持参し、書類をご提出ください。

6 受付期間と決定時期

受付開始日	応募締切日	助成決定時期
令和元年8月30日(金)	令和元年9月20日(金)	令和元年9月下旬

7 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 応募する事業の目的、計画、予算の内容が明確になっていること。
- ② 計画・予算書等、団体の事業・会計処理が明確に行われていること。

(2) 助成決定及び助成金の交付

野田村社会福祉協議会において助成決定の判断を行い各応募団体に通知します。助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて調査を行うことができますものとします。

8 助成事業の広報

助成決定後、赤い羽根募金からの助成を受けたことを、実施事業に関する印刷物等に記載、周知し、積極的に広報してください。

9 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書(様式第2号)に次の書類等を添付して、野田村社会福祉協議会に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、野田村社会福祉協議会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】（①必須）

事業終了後1か月以内に提出。下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載してあるレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにしてください。高速料金をETCで支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 活動状況の写真

通常活動や大会参加写真をお願いします。データ提出も可です。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する印刷物等 (発行している場合)

10 助成状況のお知らせ

本会の広報等に助成団体の一覧、事業内容を掲載します。

11 応募に当たっての注意事項

次年度の助成実施の際には、今年度助成を受けていない団体を優先して審査します。

今年度助成決定した団体も来年度応募できますが、上記に留意をお願いします。

12 応募・問い合わせ先

社会福祉法人野田村社会福祉協議会

TEL：0194-71-1414 FAX：0194-71-1415

〒028-8201 野田村大字野田17-107 野田村保健センター内